

四万十市西土佐商工会プレミアム付商品券取扱事業者募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた商店等、西土佐地域の経済活性化を図るため、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するプレミアム付商品券事業（以下「商品券」という。）において、商品券の取扱事業者を募集します。

2 応募資格と要件

四万十市西土佐地域内に店舗を有する事業者。ただし以下に該当する事業者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に該当する事業者（パチンコ、マージャン、ゲームセンター等）
- (2) 四万十市西土佐商工会（以下「商工会」という。）が本事業の目的に照らし、取扱店として登録することがふさわしくないと判断した事業者

3 登録手続き

- (1) 登録を希望する事業者は、取扱事業者登録申請書兼誓約書（別記様式）に所定の事項を記入し、商工会に提出してください。登録手数料は無料です。
- (2) 申請書の提出は、メール、郵送もしくは窓口にご持参ください。郵送もしくは窓口でご提出いただく場合は、申請履歴照会等のため提出前に必ずコピー等の控えをとっていただくようお願いいたします。
- (3) 申請書のうち、商品券換金振込先の金融機関については、幡多信用金庫川崎支店となります。幡多信用金庫川崎支店の口座がない場合は口座を開設していただく必要があります。

4 申込期限

令和2年8月31日（月）までとします。なお期限後であっても随時受け付けます。

※上記期限内に申込みをされた事業者の店舗名については、ホームページで案内・周知するほか、購入者に配布する取扱店一覧にも掲載します。

5 審査・登録

- (1) 商工会は、事業者から提出があった取扱事業者登録申請書兼誓約書を審査し、取扱事業者登録台帳に登録します。
- (2) 取扱事業者には、商工会からステッカーを交付します。

※ステッカーは取扱店であることが利用者にわかるよう店舗の見やすい位置に掲示してください。

6 商品券事業の概要

- (1) 額面 1,000 円券 12 枚の 12,000 円分を 1 セットとし、10,000 円で販売します。
- (2) 1 人につき、最大 24,000 円の商品券を 20,000 円で購入できます。
- (3) 商品券の使用期間は令和 2 年 9 月 9 日から令和 3 年 2 月 28 日までとします。
取扱事業者は、上記期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供を行います。いかなる理由があっても有効期限後の商品券の使用はできません。
- (4) つり銭は支払わないものとします。
- (5) 受領した商品券の再使用はできません。不正防止のため、取扱事業者は、商品券を受領した際は、速やかに商品券裏面の記載欄に取扱事業者（または店舗名）を記載、もしくはスタンプ等の押印を行ってください。
- (6) 取扱事業者は、商品券が利用できない商品を任意に指定することができます。（利用者に分かりやすく掲示する等の措置をお願いします。）

7 商品券が使用できない商品等

商品券の使用対象外となる物品の購入又は役務の提供は、以下のものとします。

- (1) 土地又は家屋の購入、家賃、地代、駐車料等
- (2) 現金への換金、寄附、有価証券の購入、債務の支払
- (3) ビール券・図書券・その他商品券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
- (5) 税金、官公庁の公共料金（ごみ袋・ごみ証紙は除く）、電気料、水道料、電話料、インターネット通信料、テレビ受信料等

- (6) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (7) 鉄道、バス、航空機、船舶等公共交通機関の運賃料金等
(ただし、タクシー及び代行、旅行パックツアーの購入は除く)
- (8) 上記と同類であると判断される商品やサービス

8 商品券の換金

商品券の換金手続きは、商工会において以下のとおり行うものとします。

- (1) 取扱事業者は、商品券、通帳（口座番号がわかるもの）を持参のうえ、商工会が別に定める「商品券換金申込書」に必要事項を記入のうえ商工会に提出します。換金申込書は、商工会に常備しています。
- (2) 申込書受付後2～3営業日以内に、取扱事業者が指定する口座に商工会から送金します。
- (3) 商品券の換金期間は、令和2年9月9日～令和3年3月10日までの間とします。
- (4) 換金手数料は無料です。

9 注意事項

- (1) 取扱事業者の取り消し及び商工会への賠償責任

取扱事業者が次のような行為を行った場合は、当該商品券事業における登録を取消すことがあります。その場合、取扱事業者に損害が生じても商工会は賠償の責任を負いません。また、これらの行為により商工会に損害を生じさせた場合において、取扱事業者は賠償の責任を負います。なお、悪質と認められる場合は刑事告訴を行う場合もあります。

- ① 商品券を不正に取得し、又は使用し、換金した場合
- ② 商品券を故意に棄損及び破損した場合、又は改造や偽造を行った場合
- ③ 使用済み商品券を再使用した場合、又は他の者に譲渡（無償も含む）した場合
- ④ 使用が禁止されている商品等に対し、故意に商品券を使用させた場合
- ⑤ その他この取扱事業者募集要項、関係法令等に違反した場合

- (2) 取扱事業者における商品券の管理責任

消費者が使用した商品券について、換金するまで間の管理責任は取扱事業者にあるものとします。それを踏まえ、商品券に係るトラブルには以下のように対応します。

- ① 取扱店が保管中の商品券が紛失、盗難、滅失その他事故にあった場合については、商工会は一切その責任を負いません。したがって、商品券の再発行等も行いません。
- ② 商品券に係る利用者と取扱店舗の間のトラブルは、基本的には両方で解決をお願いします。ただしトラブルの原因が商品券制度そのものに起因し商工会の判断が必要な場合（例えば当該商品が禁止商品かどうか等）は商工会にご相談ください。

10 問い合わせ・申込み先

四万十市西土佐商工会

〒787-1601 四万十市西土佐江川崎 2642-1

TEL0880-52-1276

Mail: ksnsci@nishitosa.net